

【アメリカ】2011年大統領指名効率化及び合理化法

近年、上院承認が必要な連邦行政機関の大統領指名職が増加したことにより、承認の手続の長期化とそれによる役職者不在の長期化が問題視されてきた。そのような220の役職を削減するため、2011年大統領指名効率化及び合理化法が、2012年8月10日に成立した(P.L.112-166)。上院承認が不要となる役職は、政策形成に関与しない比較的下位の役職で、大きく(1)法制及び広報にかかる役職、(2)国際経営にかかる役職、(3)次官補クラス又はそれ以下の局長、室長等、(4)諮問的役割のみを果たす非常勤の理事会や委員会のメンバー等とされた。例えば、農務省では、管理担当次官補、農村整備部長、農産物信用公社理事会の全理事、司法省では、司法統計部長・司法補助部長、国立司法研究所長、少年法・少年犯罪室長、犯罪犠牲者補償室長等が該当する。また、指名・承認手続の合理化について調査・検討を行うワーキンググループも併せて設立され、大統領と議会に対する報告・勧告の実施が義務付けられた。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】2012年イラン脅威減少及びシリア人権法

2012年8月10日、1996年イラン制裁法(P.L.104-172)、2010年イラン包括制裁法(P.L.111-195)等を改正する2012年イラン脅威減少及びシリア人権法が成立した(P.L.112-158)。同法は、外交、経済、軍事計画等を通じた多面的なイランへの制裁を政府に求め、イランの石油資源開発・石油精製への投資、精製石油製品のイランへの輸出又はイランの大量破壊兵器開発に関与する企業に対し、9項目中3以上の制裁を課すことを大統領に義務付ける規定を、5以上の制裁を義務付けるよう改めた。また、イラン政府の関与を知りつつ、当該石油資源開発に投資・技術援助をする者、イランの原油・石油製品の運搬者、イランの核兵器・大量破壊兵器等の開発・収集能力に資する物品・技術等の提供者及び国営イラン石油会社・イラン国営タンカー会社の債券引受者・保険提供者にも同様の制裁を課した。また、イスラム革命防衛隊関係者・支援者を特定し、それらの者に対する国外追放、資産凍結等の制裁の拡大・強化、イラン及びシリアで行われているIT技術を通じた深刻な人権侵害に対する制裁の強化等も定めた。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】LIBOR事件：インサイダー取引及び市場操作対策関連の法令案

欧州連合(EU)は、インサイダー取引及び市場操作(以下「不正取引等」)対策枠組指令2003/6/ECを2003年に定めている。しかし、近年の金融市場が新しい取引方法や技術を取り入れ、国際化も進んできたために、欧州委員会は、その対策として、2011年10月20日、不正取引等に関する欧州議会及び理事会規則の提案(COM(2011)651 final)並びに不正取引等に対する刑に関する指令の提案(COM(2011)654 final)を行った。しかし、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の不正操作事件により市場の公正性に懸念が生じたことから、欧州委員会は、金融機関間取引の金利指標として用いられている欧州銀行間取引金利(EURIBOR)及びLIBORの不正操作の可能性について調査を行い、その結果、さらに対策が必要であるとして、2012年7月25日、この2提案に当該金利指標の概念を取り入れ、その不正操作を犯罪とする修正(COM(2012)421 final, COM(2012)420 final)を行った。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】安定・成長・雇用のための次段階の財政措置及び経済改革

欧州連合（EU）の各加盟国は、安定・成長・雇用に関する 2012 年経済改革計画及び 2012～2015 年債務収斂計画を 2012 年 4 月に策定した。欧州委員会は、同年 5 月 30 日、これらに対する評価報告書を公表し、理事会は、これを受けて同年 7 月 24 日、各国に宛てた当該改革計画に対する勧告及び当該収斂計画に対する意見を出した。同様に、ユーロ圏についてこれらと別に提出されたその改革計画及び安定計画に対しても、評価報告書が公表され、ユーロ圏の各国が 2012～2013 年の間に協力して行うべき事項が勧告された。（以上、SWD(2012)301～328, 2012/C219/1～28）また、マクロ経済的不均衡の危機の可能性が指摘された 12 か国については、同年 5 月 30 日、調査の結果、過剰な不均衡は現時点では存在しないと報告された。そのほか、ドイツとブルガリアに過剰財政赤字が存在するとした 2010 年 7 月 13 日の理事会決定は、改善済みとして、2012 年 6 月 22 日、これを廃止する理事会決定が行われた（2012/369/EU, 2012/370/EU）。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】自動車の CO₂ 排出量規制を強化する 2 規則の提案

欧州連合（EU）では、CO₂ 排出量規制を行う 2 つの規則（(EC)No 443/2009, (EU)No 510/2011）により、自動車製造業者は、その新車販売に際し、乗用車については 2012 年から 2015 年までに CO₂ 排出量を段階的に削減して 130g/km 以下とし、3.5t 以下の貨物自動車についても同様に 2014 年から 2017 年までに 175g/km 以下とする義務を負っている。さらに、それぞれ、長期目標値として 2020 年までに 95g/km 及び 147g/km とすることが定められており、2012 年末までに欧州委員会がこの目標値を再審査することとしている。この程、欧州委員会はその作業を終え、2012 年 7 月 11 日、当該各長期目標値を確定するため、当該 2 規則の改正案（COM(2012)393 final, COM(2012)394 final）を欧州議会及び理事会宛てに、その影響評価報告書（SWD(2012)213 final, SWD(2012)213 final）を添えて提出した。これらは、今後、通常手続（2012/190(COD), 2012/191(COD)）により欧州議会及び理事会において審議される。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【フランス】消費税増税撤回及び富裕層への課税強化—2012 年度補正予算

2012 年 5 月に成立したオランド新政権の下で、7 月 4 日に 2012 年度補正予算案が閣議に提出され、8 月 16 日に 2012 年度補正予算（2012 年度補正予算に関する 2012 年 8 月 16 日の法律第 2012-958 号）が成立した。オランド政権は、2013 年までに財政赤字を対 GDP 比で 3%以下に削減すると公約しているが、これを達成するために、今回の補正予算には 15 億ユーロの支出の凍結と 72 億ユーロの増税が盛り込まれた。補正予算の柱は、前政権が決定した消費税（付加価値税）の増税撤回と、富裕層への課税強化の 2 点である。具体的な内容は、①2012 年 10 月 1 日から実施予定だった消費税の基本税率の 19.6%から 21.2%への引上げの撤回、②一定額以上の資産に課される連帯富裕税（ISF）の納税義務者に対する 2012 年分の追加課税の実施、③総売上 2500 億ユーロ以上の企業の株主配当に対する 3%の課税、④企業の管理職に支給される退職金の加給分に対する課税強化、⑤残業手当の税制優遇措置の廃止等である。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】住宅建築に関する規制の再強化

建築に関する諸権利の拡大に関する 2012 年 3 月 20 日の法律第 2012-376 号の廃止を目的とする 2012 年 8 月 6 日の法律第 2012-955 号が制定された。同法は、サルコジ前大統領の主導で制定された法律第 2012-376 号（以下「旧法」）に基づく都市計画法典の規定を廃止するもので、与党社会党の上院議員による議員立法である。従来より、地方公共団体は、都市計画に定める特定の地域における居住用の建物の建築に関して、建築物の面積や高さ等の規制値の超過を 20%を限度として許可することができるとされている。旧法は、規制緩和による住宅供給の拡大を目的として、この超過率を 30%に引き上げるものであった。しかし、今回の法律により、この超過率が元の 20%に戻された。再改正の理由としては、旧法が法案提出から 1 か月弱という短期間で制定され関係者との協議が行われなかったこと、旧法が住宅供給の拡大に与える効果に疑問があること、地方公共団体の負担が増加すること等が挙げられている。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】航空ストライキの回避を目的とする法律

航空ストライキ（以下「スト」）の回避及び旅客への情報伝達を目的として、航空旅客輸送業における役務の整備及び旅客への情報提供並びに輸送分野における諸規定に関する 2012 年 3 月 19 日の法律第 2012-375 号が制定された。同法の主な規定は、航空旅客輸送関連の企業等及びその労働者に関して、次の 3 つの制度を導入するものである。①企業等は、労使間で、スト回避のための手続整備及び労使団体交渉の拡大を目的とする枠組み協定を締結することができる。この協定に基づき、スト権の行使には、事前の労使間交渉が必要となる。②労働者のうち、その欠勤が運航に直接影響を及ぼす者は、スト参加の 48 時間前までに、欠勤の意思を事業主に通知しなければならない。通知された情報を業務の必要以外に利用した場合は罰せられる。③ストが回避できない場合、ストが実施される企業等は、実施可能な業務に関する正確かつ信頼のおける無料の情報をスト開始の 24 時間前までに旅客に提供しなければならない。

（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】調停その他の裁判外紛争解決手続を促進する法律

ドイツでは、従来、紛争は主に裁判により解決されてきた。当事者が自主的に紛争を解決する調停（Mediation）等を促進するために、調停その他の裁判外紛争解決手続を促進する法律が制定され（BGBl. I S.1577）、2012 年 7 月 26 日から施行されている。同法により、調停法が新たに制定され、民事訴訟法等が改正された。調停法で定める調停は、当事者が、裁判外において調停委員の助力を得て、自主的かつ自己責任により紛争解決の合意に努める制度的な手続をいう。調停委員は、独立、中立的で決定権限がなく、調停により当事者を導く。調停委員には、弁護士、税理士、心理士等が想定されている。調停の基礎知識や手続、コミュニケーション技術、紛争理論、演習など 120 時間以上の研修を受けた調停委員は、認定調停委員として活動することができる。調停の費用扶助を直接定める規定はないが、連邦と州は、費用扶助の効果を調査するための研究プロジェクトを行い、州は、費用扶助について独自の規定を置くことができる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】連邦軍改革関連法

2011年7月、ドイツ連邦軍は徴兵制から志願兵制へ移行した。軍人及び文官の人員構成をこれに適合させるために、連邦軍改革関連法が制定され、一部を除き2012年7月26日に施行された（BGBl. I S.1583）。連邦防衛省は、約250,000であった軍人を185,000に（内訳：職業軍人・任期付軍人170,000、志願兵5,000～12,500、予備役軍人2,500）、76,000の文官を55,000に削減する予定である。2011年7月の徴兵制停止の結果、軍人の数は現在までに相当減少しており、新規採用も抑制されるが、さらに6,200の職業軍人を削減する措置が必要となっている。このために、職業軍人は、2017年まで、他の公務への転任活動のために、現在の金銭・現物給付を保障されたまま3年以内の休暇を取得できること、転任した場合の一時金、資格取得のための連邦の費用負担等が法律で定められた。また、職業軍人が任期付軍人へ資格変更した場合の補償金に関する規定や、早期退職を促す規定等が定められた。文官についても類似の規定が設けられた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】熱電併給法の改正

効率の良い熱電併給を更に促進するため、熱電併給法の一部を改正する法律が制定され、2012年7月19日から施行されている（BGBl. I S.1494）。同法の第1条（法律の目的）では、従来、発電に占める熱電併給の割合を25%に引き上げる目標が定められているが、今回の改正により、「2020年までに」という期限が定められた。また、従来、熱電併給法に基づき、熱電併給により発電された電力は、電力価格よりも高い補償金額で電力会社により購入され、これは最終的に消費者が負担してきた。改正により、補償金額が0.3セント/kWh増額された。更に、従来、熱供給網の新設及び拡張にも補償金が支払われてきたが、改正により、補償の対象に冷熱供給網、熱・冷熱貯蔵施設の新設及び拡張が追加された。補償金額全体の上限を年間7億5千万ユーロ（内1億5千万ユーロは熱・冷熱供給網及び熱・冷熱貯蔵施設に支払われる）と定めた2009年の規定には、変更がない。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】米露の査証簡素化協定が発効

2012年9月9日、米露間で査証簡素化協定が発効した。旧西側諸国の大部分とロシアの間では相互の入国に際して査証（ビザ）が必要とされてきたが、最近ではビジネスマン等に限って査証を簡素化する動きがあり、すでに日露間とロシア・EU間で部分的な簡素化が合意されている。今回の米露査証簡素化協定においては、ビジネスマン及び一般の旅行者に対し、最大3年の間、出入国を複数回行うことが可能な複数回入国査証（マルチプル・ビザ）が発行されるようになり、1回の滞在上限期間も従来の3か月から半年間に延長された。一方、外交官及び政府職員については、期限1年間の複数回入国査証が発給される。また、従来は査証を取得する際、相手国の個人又は機関から招待状を取得する必要があったが、今回の査証簡素化協定によって招待状は不要となった。さらに、自国内の相手国領事館だけでなく、世界中のどの地域の相手国領事館でも査証を申請できるようになったことも大きな特徴である。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 憲法裁判所が「インターネット实名制」に対し違憲決定

韓国では 2007 年 1 月に改正された「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下「情報通信網法」）により、インターネット上の誹謗中傷等の行為を防ぐことを目的に、1 日平均利用者数が 10 万人以上の掲示板へのコメント掲載時に本人確認を義務づける「制限的本人確認制度」（通称「インターネット实名制」）が同年 7 月から導入された。しかし、インターネット实名制に対しては、表現の自由の制限、個人情報流出のおそれ、国内事業者への不利益等が指摘され、効果も疑問視されてきた。2012 年 8 月 23 日、憲法裁判所は、インターネット实名制を規定した同法第 44 条の 5 等の条項に対し、「過剰禁止原則に反し、インターネット掲示板利用者の表現の自由、個人情報自己決定権及びインターネット掲示板を運営する情報通信サービス提供者の言論の自由を侵害する」として違憲決定を下した。今回の違憲決定の対象は情報通信網法であるが、中央選挙管理委員会は同月 29 日、公職選挙法上の同様の本人確認制度も廃止すべきとの意見を国会に提出した。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 芸術家福祉法の制定

文化体育観光部が 2009 年に文学、美術、写真、建築、国楽（伝統音楽）、音楽、演劇、舞踊、映画及び大衆芸術に従事している芸術家 2,000 人を対象に実施した「文化芸術家実態調査」によると、創作活動に関連する月収は「なし」が 37.4%で最多であった。2011 年 1 月、シナリオ作家チェ・コウン氏が生活苦の中で病死し、芸術家の劣悪な労働環境に関心が集まったことを契機として同年 11 月 17 日、芸術家の労働環境の改善を目的とした「芸術家福祉法」が制定された。同法は 2012 年 11 月 18 日に施行される。同法の制定により、国及び地方自治体が、芸術家の地位及び権利を保護し、芸術家の福祉増進に関する施策を策定し実施すること、芸術家福祉事業を効率的に運営するための「韓国芸術家福祉財団」を設置すること等が定められた。また、従来労災保険の適用外であった芸術家にも、労災の適用を受ける道が開かれた。適用範囲は、産業災害補償保険法施行令で規定される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 家族介護休職制度の新設

2012 年 2 月 1 日、「男女雇用平等及び仕事と家庭の両立支援に関する法律」が改正され、同年 8 月 2 日に施行された。同法の改正により、従来 3 日であった配偶者出産休暇（無給）が 3 日以上 5 日以内（そのうち 3 日は有給）に変更となった。また、2008 年から導入された育児期（満 7 歳未満の子の就学前の期間）の短時間勤務制度についても、従来は事業主が「許可することができる」とされていたが、法改正により、事業主は、事業運営に重大な支障を招く等、大統領令に定められた場合以外は許可しなければならないとされた。家族介護休職制度も新設され、労働者が家族（両親、配偶者、子及び配偶者の両親）の疾病、事故、老齢等の理由により休職を申請した場合は、事業主は、事業運営に重大な支障を招く等、大統領令に定められた場合以外は許可しなければならないとされた。介護休職期間は最長で年間 90 日であり、分割取得も可能である（ただし 1 回あたりの休職期間は 30 日以上とする）。介護休職期間は無給となるが、勤続期間には含まれる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】政府機関経費管理の厳格化

政府機関の正常な運営のために必要な経費や資産の管理等の業務を機関事務と言うが、その管理の強化、運営経費の低減、節約型機関の構築を目的として、機関事務管理条例が2012年6月28日に公布、同年10月1日に施行された（国務院令第621号）。同条例は、運営経費（機関運営のために物品、サービスを購入する資金）の管理について、業務の必要に応じた数量、サービスの基準を定め、市場価格を参考にその歳出予算基準を定めることとし、贅沢品の購入や豪華な庁舎の建設等を禁止する。特に社会の注目を集める三公費（公用車、海外出張、接待の費用）については、その全経費中に占める割合を定め支出計画を策定すること、これらの予算決算の状況を公表すること、公用車選定目録及びその配置基準を定めること、国務院の主管部門が接待に関する制度及び基準を制定すること、業務と無関係な海外への視察や研修を禁止すること等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】農業技術普及法の改正

農業技術普及法が2012年8月31日に改正され、2013年1月1日に施行される（主席令第60号）。同法は農業技術（育種、病虫害防御、水利、土壌改良等の農林・畜産・水産業に応用する研究成果及び実用技術をいう）の普及及び生産への応用の強化、農業の現代化の推進等を目的とし、1993年に制定、施行された。技術普及は、郷級以上の各級の農業技術普及機構（以下「機構」）、研究開発機関、学校等が実施しているが、機構については、事業実施体制、事業資金及び専門職の不足等の問題が指摘されてきた。今回の改正は主に機構の体制を見直すもので、新法は機構を公共サービス機構と位置付け、公益を目的とする職務の内容を定めて、従来行ってきた営利事業を禁止し今後は無償で事業を行うこと、機構以外の組織等は有償で普及事業を実施できること、機構の人員は専門職を主とし、県級機構においては全職員の80%以上を専門職とすること、その資格要件、待遇の改善、農業開発基金や中央財政からの資金拠出等について定める。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】バリアフリー建設条例の制定

バリアフリー化を推進し、障害者等の社会生活参加を保障することを目的に、バリアフリー建設条例が、2012年6月13日に公布、8月1日に施行された（国務院令第622号）。同条例は、施設、情報交流、地域社会での活動においてバリアフリー化を強化することとし、その推進体制について、県級以上の人民政府が各地域でのバリアフリー化推進計画を策定し、国務院の都市農村建設主管部門が全国のバリアフリー施設建設に責任を負い、国務院の各関係部門が規格を制定することとした。施設面では、既存施設の改造及び維持はその施設の所有者又は管理者が実施責任を有し、県級以上の人民政府は、社会福祉、文化、医療衛生、交通機関等の公共施設を優先的に改造しなければならない。情報分野では、重要な政府情報等の公表、国家試験、ニュース番組放送等で障害に配慮したサービスを行うこと、地域社会サービスでは、選挙、警察や救急医療機関への通報において障害者等に便利なシステムを構築すること等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【オーストラリア】2011年タバコ無地包装法の施行迫る

2011年12月1日制定の2011年タバコ無地包装法（Act No. 148 of 2011）は、公衆衛生改善のため、国民に禁煙を奨励し、国民の受動喫煙の機会を減じ、タバコ規制条約締約国の義務を効果的に果たす目的で、小売用のタバコ製品の包装・外観を規制するものである。2012年12月1日以降、小売用の外箱の装飾等が禁じられ、小売用包装は全て艶消しのくすんだこげ茶色としなければならず、タバコ会社の商標・ブランド・ロゴは喫煙健康被害警告文表示面と同一面の下部等一定の条件でしか表示できない。包装で音や香りを出すことも禁じられる。これらに違反すれば罰金が科される。同法に対し、JTインターナショナルや米フィリップモリスなど国際タバコ会社が商標権侵害などで連邦政府を訴えていたが、2012年8月15日、連邦最高裁判所が同法の制定は連邦憲法で定められた連邦議会の権限を逸脱しないとの判断を示したため（[2012]HCA30）、12月1日から世界で初めて全銘柄のタバコがほぼ同一包装で販売されることになる。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】労働力生産性機関の新設

スキルズ・オーストラリア改正（オーストラリア労働力生産性機関）法（Act No. 69 of 2012）が2012年6月27日に制定された。スキルズ・オーストラリア（SA）は、高等教育・科学研究大臣に対して同国の現在及び将来の技能労働のあり方に関する助言を行うため2008年に設置された独立機関である。連邦政府は2011年度予算で、経済需要に適合した技能労働を供給して国家の繁栄を国民が共有できるようにするための産業主導型の機関をSAに代えて創設する「オーストラリア将来労働力構築構想」を打ち出していた。同法制定により、SAを改組・拡充したオーストラリア労働力生産性機関が2012年7月1日に新設された。新機関は、SAの担った助言や調査研究機能に加えて、自ら全国労働力開発基金を運用・配分し、地域や部門毎の技能需要に適合した労働力の開発も行う。これによって、地域や部門毎に異なる経済需要に合わせた技能労働が供給されて連邦全体の生産性向上につながる事が期待される。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】連邦最高裁がナチ戦犯容疑者引渡否認を支持

1988年犯罪人引渡法第22条及びオーストラリア・ハンガリー犯罪人引渡条約に基づく豪州市民チャールズ・ゼンタイ氏（90）のハンガリーへの引渡を否認した連邦裁判所全員法廷判決（2審に相当）を不服とする連邦政府による控訴が、2012年8月15日に連邦最高裁判所により棄却されたため（[2012]HCA28）、1944年に同氏が犯したとされるユダヤ人殺害容疑による引渡はないことが確定した。裁判の過程で高齢の容疑者の引渡に人道上的問題も指摘されたが、最高裁は犯罪人引渡条約が事件発生時に有効な法に基づく犯罪人を引渡対象としており、1944年のハンガリー刑法典では戦争犯罪を犯罪と認めていなかったために引渡対象とならないと判示した。これに対して、同じ移民国家の米国に比べて戦犯追及に消極的な姿勢の表れだとの批判がある一方、1945年戦争犯罪法等の活用により、第2次大戦ばかりかカンボジア、アフガン、バルカン等の紛争の戦犯容疑者で豪州市民となった者の追及も依然として可能だとの指摘もある。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【シンガポール】移民法の改正—不法移民対策

人口約 518 万人、うち国内居住者約 379 万人のシンガポールでは、外国人労働者の比重が大きい。非熟練労働者については外国人人材雇用法により、専門職・熟練労働者については移民法によりそれぞれ管理されている。1966 年に制定された移民法は 2004 年に改正された。今回の改正は 2004 年移民法を改正するもので、2012 年 8 月 13 日に議会で可決された。同改正法は、全ての外国人について入国、滞在及び出国を取り締まるため入国検問機関の権限並びに国境警備を強化した。主要な改正点の第 1 は、偽装結婚に対する処罰規定であり、1 万ドル（約 64 万円）以下の罰金又は 10 年以内の禁錮に処せられる。第 2 には、偽造入国文書等の取引及び保持に対する刑罰規定で、8,000 ドル（約 51 万円）以下の罰金又は 5 年以下の禁錮に処せられる。第 3 は、旅客・乗務員に関する入国前の情報収集、第 4 は、海外で違法行為等を行なった永住者に対する再入国許可の取消しである。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】ベトナム海洋法の成立—南シナ海の領有権の主張

近年、南シナ海、特にスプラトリー（南沙）諸島、パラセル（西沙）諸島の領有権をめぐる対立が中国とベトナム、フィリピン等の東南アジア諸国との間で激化している。こうした中、ベトナム国会は、2012 年 6 月 21 日にベトナム海洋法を可決した。同法は、7 月 2 日に公布され、2013 年 1 月 1 日に施行される。同法は、地域及び世界の平和及び安定を目的として、国際統合及び他国との協力を促進するための法的基盤となるものとされている。同法は、両諸島の領有権を宣言しているほか（第 1 条）、沿岸の領海 12 海里（第 11 条）並びに 200 海里的排他的経済水域及び領海の基線から 350 海里的線又は 2,500m の等深線から 100 海里沖合の線とする大陸棚の範囲（第 17 条）を明記した。また、領海紛争は、1982 年国連海洋法条約に基づき平和的な方法で解決するとしている（第 3 条）。これに対し中国は、同法可決と同日の 6 月 21 日、上記 2 諸島に中沙諸島を含めた海南省三沙市の設置を公表した。

（海外立法情報課・遠藤 聡）